

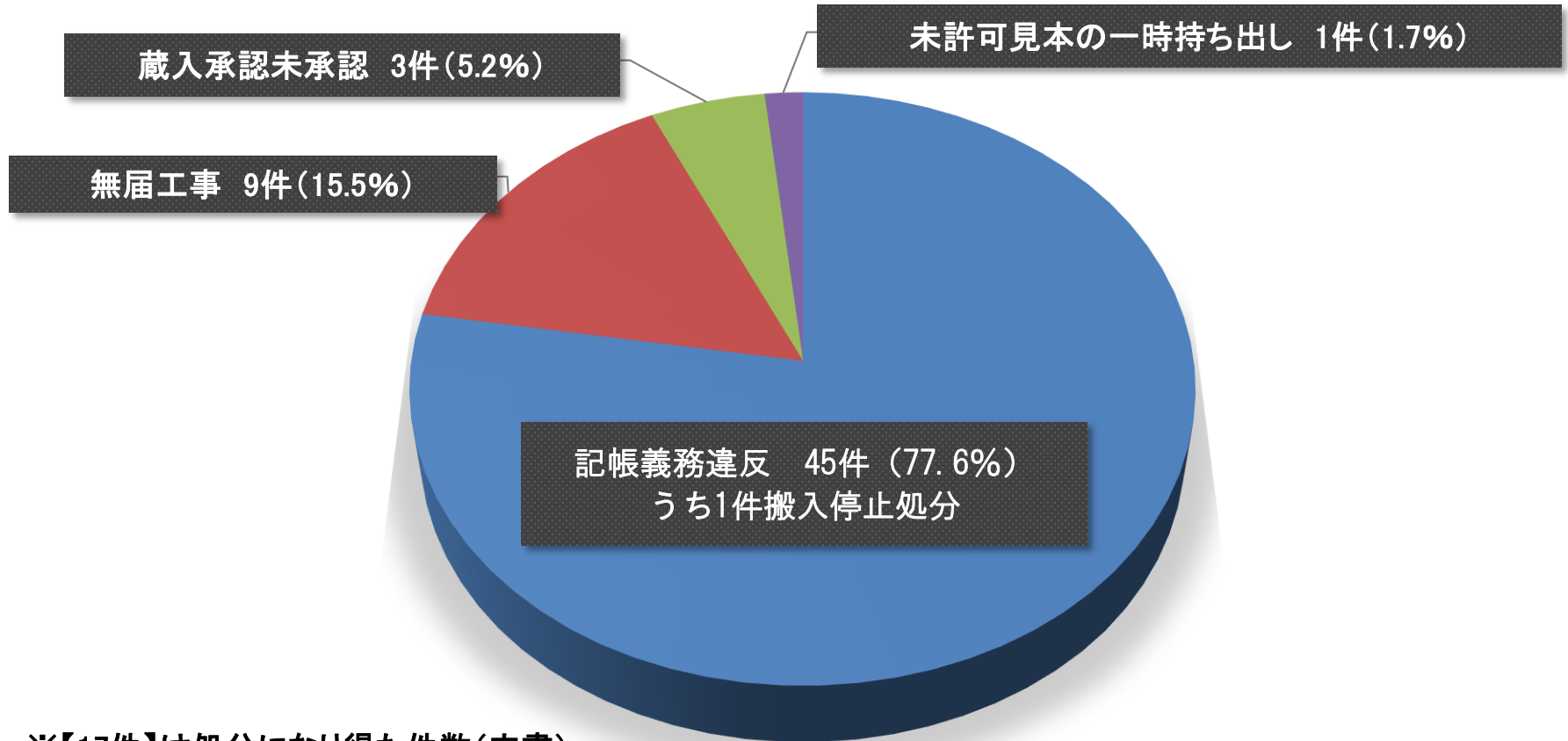
◆保税制度における一般的規制について

監視部保税総括部門
監視部保税取締部門



平成29事務年度全国保税地域の非違・処分の概要

計58件(うち1件搬入停止処分) ※【17件】



※【17件】は処分になり得た件数(内書)

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

本日のご説明の流れ

1. 他所蔵置許可
2. 外国貨物を置くことのできる期間
3. 記帳義務
4. 関税納付義務
5. 見本の一時的持出
6. 貨物の取扱い
7. 保税運送
8. 税関で摘発した密輸事犯

本日のご説明の流れ

1. 他所蔵置許可
2. 外国貨物を置くことのできる期間
3. 記帳義務
4. 関税納付義務
5. 見本の一時的持出
6. 貨物の取扱い
7. 保税運送
8. 税関で摘発した密輸事犯

1. 他所蔵置許可

外国貨物を置く場所の制限(法第30条第1項)

原則

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことはできない。

例外

- 難破貨物(第1号)
 - 遭難その他の事故により船舶又は航空機から離脱した貨物(関基30-1)
(単に航行の自由を失った船舶又は航空機に積まれていた貨物は含まれない)
- 保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物(第2号)
- 特定郵便物(※1)、刑事訴訟法の規定により押収された物件その他政令で定める貨物(第3号)
- 信書便物(※2)のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの(第4号)
- 特例輸出貨物(第5号)

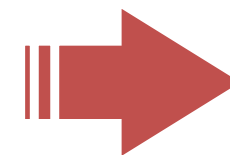
(※) 1 一関税法第76条第5項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による通知に係る郵便物(輸入されるものに限る)
一信書のみを内容とする郵便物
2 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項(定義)に規定する信書便物

1. 他所蔵置許可

保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物
⇒ 他所蔵置貨物(関基30-2)

他所蔵置が認められる貨物

- ・ 巨大重量物
- ・ 大量貨物
- ・ 交通不便
- ・ 腐敗変質・他の貨物を汚損
- ・ 貴重品・危険物・生鮮食料品
- ・ 税関長がやむを得ないと認めたもの



場所・期間
を指定

税関長の許可



許可

他所蔵置の許可は、個々の貨物について保税地域以外の場所に置くことについての**禁止を解除するもの**であり、保税地域以外の場所について特例的に保税地域の機能を持たせるものではない。したがって、対象となる貨物が**物理的に保税地域に置くことが困難な貨物についてのみ**認められる。

1. 他所蔵置許可

保税蔵置場と他所蔵置の違い(法第36条)

	保税蔵置場	他所蔵置
見本の一時持出 (法第32条)	要許可	要許可
外国貨物の廃棄 (法第34条)	要届出 要承認	要届出 要承認
保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務 (法第45条)	被許可者	被許可者
貨物の取扱い (法第40条)	内容点検、改装、仕分け等 (要記帳) 見本の展示、簡単な加工等 (要許可)	内容点検、改装、仕分け等 <u>(要届出)</u> 見本の展示、簡単な加工等 <u>(不可!)</u>

1. 他所蔵置許可

非違事例①

事例

保税蔵置場に蔵置中の外国貨物について、貨物の仕分け作業を行うにあたり、蔵置場内が手狭であったため、同社敷地内の保税地域ではない空きスペースで作業を行っていたところを、巡回中の税関職員が発見した。

発生原因

作業担当者は、保税地域以外の場所に外国貨物を置いてはいけないことを知っていたが、「すぐ戻せばよいだろう。」との考えから、保税地域以外の場所に外国貨物を置いて検品作業を行った。

本日のご説明の流れ

1. 他所蔵置許可
2. 外国貨物を置くことのできる期間
3. 記帳義務
4. 関税納付義務
5. 見本の一時持出
6. 貨物の取扱い
7. 保税運送
8. 税関で摘発した密輸事犯

2. 外国貨物を置くことのできる期間

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
指定・許可	財務大臣指定	税関長許可			
機能	外国貨物の積卸・一時蔵置(点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工)	外国貨物の積卸・蔵置(点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工)	保税作業(加工・製造、改装、仕分け、その他の手入れ)	展示場を使用 積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・展示・使用・その他類似行為	積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・その他の手入れ・加工・製造・展示・使用
許可期間		10年以内 (実務上6年)	10年以内 (実務上6年)	博覧会等の会期を 勘案して税関長が 必要と認める期間	10年以内 (実務上6年)
蔵置期間	搬入から1ヵ月	・搬入から3ヵ月 ・最初に蔵入承認した日から2年 (延長可)	・搬入から3ヵ月 ・移入承認した日から2年 (延長可)	税関長が指定する期間	・搬入から3ヶ月 ・総保入承認した日から2年 (延長可)

2. 外国貨物を置くことのできる期間

蔵入承認（保税蔵置場）と移入承認（保税工場）の違い

蔵入承認
【
法第43条の2
】

最初に蔵入承認を受けてから2年間（通算2年）のみ蔵置可能



A保税蔵置場
搬入から3ヵ月
（蔵入承認）

（例）1年後保税運送

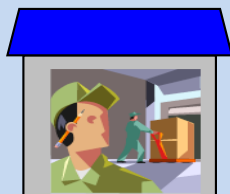


B保税蔵置場
搬入から3ヵ月
（蔵入承認）

「最初」に蔵入承認を受
けた日から2年を経過す
る日まで蔵置可能

移入承認
【
法第57条
】

他の保税工場での蔵置期間は加算されない



C保税工場
搬入から3ヵ月等
（移入承認）

（例）1年後保税運送



D保税工場
搬入から3ヵ月等
（移入承認）

2年間蔵置可能

2. 外国貨物を置くことのできる期間

非違事例②

事例

保税蔵置場に蔵置中の外国貨物について、3ヵ月を経過する可能性があったことから、通関業者を通じて輸入者に対応を確認したところ、輸入者は蔵入承認申請を行う旨の連絡があった。

しかし、蔵入承認申請があったのは3ヵ月を経過した後であり、結果として蔵入承認を受けることなく、外国貨物を搬入から3ヵ月を超えて蔵置していた。

発生原因

同蔵置場では、蔵置期間が3ヵ月を超えそうな貨物に対して、輸入者から蔵入承認申請を行う旨の連絡を受けたことから、3ヵ月以内に蔵入承認がされるものと思い込み、その後3ヵ月を経過するまでの間、貨物管理の確認が十分ではなかった。

本日のご説明の流れ

1. 他所蔵置許可
2. 外国貨物を置くことのできる期間
- 3. 記帳義務**
4. 関税納付義務
5. 見本の一時持出
6. 貨物の取扱い
7. 保税運送
8. 税関で摘発した密輸事犯

3. 記帳義務

記帳義務(法第34条の2)

保税地域(保税工場・保税展示場を除く)において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

※保税工場・保税展示場の記帳義務については、別途規定している(法第61条の3及び法第62条の7)。

保税地域の種類	記帳義務者	参 考
指定保税地域	貨物管理者	法34の2、令29条の2第1項、関基34の2-2
保税蔵置場	被許可者	法34の2、令29条の2第1項、関基34の2-2
保税工場	被許可者	法61の3、令50条、関基61の3-1
保税展示場	被許可者	法62の7、令51条の7、関基62の7-2
総合保税地域	貨物管理者	法34の2、令29条の2第2項、関基34の2-2

3. 記帳義務

記帳義務(法第34条の2)

記帳事項(関令第29条の2第1項)

【指定保税地域・保税蔵置場】

- 1号 外国貨物(輸出しようとする貨物を含む)を入れた場合
- 2号 外国貨物(輸出しようとする貨物を含む)を取扱した場合
- 3号 IS承認又は置く期間について税関長の指定を受けた場合
- 4号 輸入の許可を受けた場合
- 5号 輸入の許可前における貨物の引取り承認を受けた場合
- 6号 見本の一時持出許可を受けた場合
- 7号 外国貨物を出した場合

帳簿の保管期間(関基34の2-3)

帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して**2年を経過する日**(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日。AEO届出蔵置場は1年)までとする。

3. 記帳義務

非違事例③

事例

保税運送により搬入された外国貨物(輸入許可未済)について、他の輸入許可済貨物と誤認して搬出してしまい、結果として当該外国貨物に係る搬出記帳を怠った。

発生原因

複数B/Lに係る貨物が同時に搬入した際、搬入番号を付した荷札を誤って他の貨物に貼ってしまった。
その後、他の外国貨物について輸入許可を受け搬出する際、搬入番号のみの不十分な確認であったため、結果として輸入許可を受けていない本件貨物を搬出してしまった。

本日のご説明の流れ

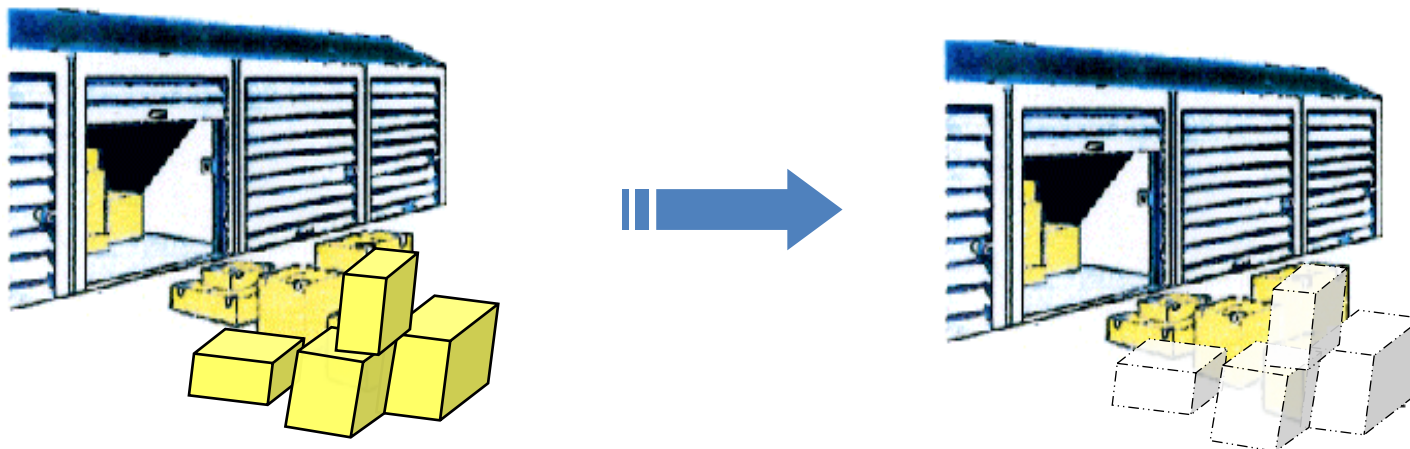
1. 他所蔵置許可
2. 外国貨物を置くことのできる期間
3. 記帳義務
- 4. 関税納付義務**
5. 見本の一時持出
6. 貨物の取扱い
7. 保税運送
8. 税関で摘発した密輸事犯

4. 関税納付義務

関税納付義務(法第45条)

保税地域にある外国貨物(輸出許可を受けた貨物を除く。)が、**亡失**し、または**滅却**されたときは、その**許可を受けた者**に**関税納付義務**を課し関税の確保を期すこととなっている。

※法第45条は保税蔵置場についての規定であるが、他の保税地域等において準用されている。
(法第41条の3、法第61条の4、法62条の7、法62条の15、法36条)



4. 関税納付義務

外国貨物の亡失の意義及び取扱い① (関税法基本通達23-9, 45-1)

亡失とは

原則として、**貨物が物理的に存在しなくなることをいい、その原形をある程度とどめている場合であっても、その課税物品の本来の性質、形状、商品価値等を失い、これを事故前の状態に復元するには、新たに製造する場合と同等の行為を要すると認められる状況にある場合をいう。**

4. 関税納付義務

外国貨物の亡失の意義及び取扱い① (関税法基本通達23-9, 45-1)

例外

- ・あらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合
- ・災害その他やむを得ない事情により亡失した場合

「**災害**」とは、震災、風水害等の天災、又は火災その他人為的災害で自己の責任によらないもの
「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずるような理由

誤送や窃盗による盗難は「その他やむを得ない理由」に該当しない！

なぜか？



倉主には貨物の保全義務があるから

本日のご説明の流れ

1. 他所蔵置許可
2. 外国貨物を置くことのできる期間
3. 記帳義務
4. 関税納付義務
- 5. 見本の一時的持出**
6. 貨物の取扱い
7. 保税運送
8. 税関で摘発した密輸事犯

5. 見本の一時的持出

(関税法 第32条)

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

【ポイント】

- 見本の一時的持出しが認められる外国貨物は、課税上問題が無く、かつ、少量のものに限られる。
- 見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内に元の保税地域に戻し入れるのが原則。
 - ※ 但し、例外として、税関長の指定する期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合は戻し入れ不要。

5. 見本の一時持出

非違事例④

The screenshot shows a window titled "MHO 見本持出確認登録" with a menu bar containing "ファイル(F)" and "表示(V)". A large yellow warning box is centered on the screen, containing the following text:

ご 注 意 !

システムから配信される民間管理資料を保税台帳として
いる場合、**MHO(見本持出確認登録)業務の登録漏れは、
記帳義務違反(記帳漏れ)となります!!**

Below the warning box, there are three input fields:

処理区分* (9 : 一時持出 1 : 一時持出取消し)

見本持出許可申請番号*

一時持出日時 / / - :

本日のご説明の流れ

1. 他所蔵置許可
2. 外国貨物を置くことのできる期間
3. 記帳義務
4. 関税納付義務
5. 見本の一時的持出
- 6. 貨物の取扱い**
7. 保税運送
8. 税関で摘発した密輸事犯

6. 貨物の取扱い

(関税法 第40条) ※法第49条により「保税蔵置場」にも準用

第1項

指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、…これら貨物の内容の点検又は改装、仕分け その他の手入れをすることができる。

第2項

前項に定めるもののほか、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、見本の展示、簡単な加工 その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる。

6. 貨物の取扱い

貨物の取扱いができる行為（関税法第40条、関税法基本通達40-1）

第1項 自主管理

(1) 内容点検

開披して内容品の品質又は数量を点検し、又はその機能について簡単な点検を行うこと

(2) 改装

包装を改める行為

(3) 仕分け

貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等の分類、選別すること

(4) その他の手入れ

- ・貨物の記号、番号の刷換え
- ・貨物の現状を維持するための錆みがき、油さし、虫ぼし、風入れ、洗浄及びワックスかけ
- ・原産地虚偽又は誤認表示された貨物について、その表示の抹消・取りはずし作業 等

第2項 要許可

(5) 見本の展示

注文の取り集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供すること

(6) 簡単な加工

単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの

(7) その他これらに類するもの

輸出しようとする貨物のうち破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること 等

6. 貨物の取扱い

【ポイント】

(整理) 貨物の取扱い

	行為の種類	税関への手続き
第1項	内容点検【SHN】	不 要 (自主管理)
	改 装【SHS】	
	仕 分 け【SHS】	
	その他の手入れ【SHN】	
第2項	見本の展示【CHD】	必 要 (許 可)
	簡単な加工【CHD】	
	その他これらに類する行為【CHD】	

※【】内はNACCS(海上貨物)による行う場合に必要な登録業務。

本日のご説明の流れ

1. 他所蔵置許可
2. 外国貨物を置くことのできる期間
3. 記帳義務
4. 関税納付義務
5. 見本の一時的持出
6. 貨物の取扱い
- 7. 保税運送**
8. 税関で摘発した密輸事犯

7. 保稅運送

(関税法 第63条 第1項)

外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保稅地域、税関官署及び他所蔵置許可を受けた場所相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。

(関税法 第63条 第4項)

税関長は、第1項の承認をする場合においては、相当と認められる運送の期間を指定しなければならない。

【ポイント】

➤ 保稅運送は、特定の場所相互間を指定された期間内で運送する場合のみ認められる。

※運送期間指定後に災害その他やむを得ない事由が生じたため必要があると認めるときは、税関長はその指定した運送期間を延長することができる。

7. 保税運送

(関税法 第65条 第1項)

運送の承認を受けて運送された外国貨物がその指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。

【参 考】

- ・ 未到着または亡失した外国貨物が輸出許可済み貨物である場合は、関税徴収は行わない(関基65-1)。
- ・ 運送途中の外国貨物が亡失した際、その理由が災害その他やむを得ない場合、またはあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合には関税徴収は行わない。
- ・ 運送先の保税地域に到着し搬入した後は、その外国貨物の関税納付義務は倉主に移転する。
その外国貨物が亡失、又は税関に承認を受けずに滅却された場合には、倉主から直ちにその関税を徴収することとなる。(関税法第45条等)

7. 保税運送

【お願い】保税運送貨物の搬入に際して

① 運送承認期間の確認

個数、重量、記号番号などだけでなく、保税運送承認書の運送承認期間も確認願います。

② 税関シールが施封されたコンテナについて

シールを切る際には原則、税関が立会いますので税関から連絡があるまでシールを切らないでください。

7. 保税運送

(税関シール)



『JAPANESE
CUSTOMS』
と通し番号の刻印あり

本日のご説明の流れ

1. 他所蔵置許可
2. 外国貨物を置くことのできる期間
3. 記帳義務
4. 関税納付義務
5. 見本の一時的持出
6. 貨物の取扱い
7. 保税運送
- 8. 税関で摘発した密輸事犯**

8. 税関で摘発した密輸事犯

覚醒剤を摘発

中国から到着した海上コンテナ貨物から、覚醒剤約100キログラムを摘発しました。

(H30.5 大阪税関南港出張所・門司税関 摘発)



覚醒剤を摘発

タイから到着した海上コンテナ貨物から、覚醒剤約108キログラムを摘発しました。

(H30.10 横浜税関 摘発)



8. 税関で摘発した密輸事犯

おねがい

こんな貨物があれば、税関へ通報ください！

- ◎ 通関を異常に急ぐ、頻繁に問い合わせがある。
- ◎ 連絡先が、携帯電話又は第三者を介している。
- ◎ 配送先が不自然、不明若しくは度々変更される。
- ◎ コンテナに不自然な補修や加工がされている。
- ◎ 同一貨物の中に異なるマークや印を付した貨物がある。
- ◎ 同一貨物にもかかわらず重量の異なる貨物がある。
- ◎ 商業的に不適な貨物又は輸入者が商品を承知していない。
- ◎ インボイス等に記載されていない物品がある。
- ◎ 輸入者の事業内容と輸入貨物が異なる。



カスタムくん

お疲れ様でした。

質問があればお願いします。